

土 木 部

令和 5 年(2023 年)11 月 24 日調製

## 定例会提出予定案件資料

ページ

1 令和 5 (2023) 年度補正予算概要	1 ~ 2
2 函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の骨子	3 ~ 8
3 函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の骨子	9 ~ 11
4 函館市普通河川管理条例の一部を改正する条例の骨子	12 ~ 14
5 函館市都市公園条例の一部を改正する条例の骨子 (土木部所管分)	15 ~ 18
6 市道の路線認定および変更について	19 ~ 20

## 1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

土木費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
公 園 費	3,977	戸井ウォーターパーク運営対策費	3,977

[債務負担行為]

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
舗 装 道 補 修 業 務 委 託 料	令 和 6 (2024) 年 度	112,971
区 画 線 設 置 業 務 委 託 料	令 和 6 (2024) 年 度	15,340
道 路 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 6 (2024) 年 度	4,727
道 路 整 備 事 業 費	令 和 5 (2023) 年 度 か ら 令 和 6 (2024) 年 度 ま で	255,000
街 路 整 備 事 業 費	令 和 5 (2023) 年 度 か ら 令 和 6 (2024) 年 度 ま で	65,000

※道路整備事業費の路線内訳については、別紙道路整備事業施行箇所一覧表2ページのとおり

※街路整備事業費の路線内訳については、別紙街路整備事業施行箇所一覧表2ページのとおり

## 道路整備事業施行箇所一覧表

<道路舗装（道路整備事業費分）>※工事の早期発注により、施工時期の平準化を図ることを目的とするもの。

路線番号	路線名	施行箇所	道路舗装	摘要
			延長(m)	
1	東川2号線	宝来町34～東川町11	122	2次改築
2	大森浜通	大森町8～松風町1	248	オーバーレイ
3	松代通	松川町5～松川町23	316	オーバーレイ
4	富岡2-85号線	富岡町2丁目19	93	
5	東山墓園通	鍛冶1丁目21～中道2丁目22	350	オーバーレイ
6	桔梗川中通	桔梗5丁目17～桔梗4丁目19	82	2次改築
7	あけぼの通	西桔梗町213～西桔梗町851	210	オーバーレイ

## 街路整備事業施行箇所一覧表

路線名	施行箇所	内訳			
		街路築造	用地買収	支障物件 移転等補償	その他
都市計画道路3・4・66号日吉中央通	湯川町2丁目29～46	m	m <sup>2</sup>		旧橋撤去工 橋梁調査1式

## 2 函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

道路占用料の額を改定するため

### (2) 改正内容

道路法施行令に準じ、道路占用料の額を改定する。

### (3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 函館市道路占用料徴収条例 新旧対照表

現 行			改 正 案				
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
占用物件	単位	占用料の額	占用物件	単位	占用料の額		
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本につ き1年	510 790 1,100 460 730 1,000 46	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本につ き1年	570 870 1,200 510 810 1,100 51
共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メ ートルに つき1年	5	(略)	(略)	(略)		
地下に設ける電線その他の線 類	長さ1メ ートルに つき1年	3	(略)	(略)	(略)		
路上に設ける変圧器	1個につ き1年	450	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	490		
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	270	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	300		
変圧塔その他これに類するも のおよび公衆電話所	1個につ き1年	910	変圧塔その他これに類するも のおよび公衆電話所	1個につ き1年	1,000		
郵便差出箱および信書便差出 箱		380	郵便差出箱および信書便差出 箱		420		
広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	1,900	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	1,800		
その他のもの	占用面積	910	その他のもの	占用面積	1,000		

		1 平方メートルにつき 1 年			
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のも の	長さ 1 メートルに つき 1 年	<u>19</u>		
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		<u>27</u>		
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		<u>41</u>		
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		<u>55</u>		
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの		<u>82</u>		
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		<u>110</u>		
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの		<u>190</u>		
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		<u>270</u>		
	外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>		
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に 設ける もの	長さ 1 メートルに つき 1 年	3
		その他の もの			<u>9</u>
	道路の構造または交 通の状況を表示する 標示柱その他の柱類	1 本につ き 1 年			<u>730</u>
	その他のもの	上空に 設ける	占用面積 1 平方メ		<u>460</u>

		1 平方メートルにつき 1 年			
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のも の	長さ 1 メートルに つき 1 年	<u>21</u>		
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		<u>30</u>		
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		<u>45</u>		
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		<u>61</u>		
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの		<u>91</u>		
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		<u>120</u>		
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの		<u>210</u>		
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		<u>300</u>		
	外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>		
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に 設ける もの	長さ 1 メートルに つき 1 年	(略)
		その他の もの			<u>10</u>
	道路の構造または交 通の状況を表示する 標示柱その他の柱類	1 本につ き 1 年			<u>810</u>
	その他のもの	上空に 設ける	占用面積 1 平方メ		<u>510</u>

		もの 地下に 設ける もの	一トルに つき 1 年		
				<u>270</u>	
				<u>910</u>	
その他のもの					
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積	<u>910</u>	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街およ び地下室	階数が1のもの	1平方メ ートルに つき 1 年	Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を 乗じて得た額	
		階数が3以上の もの		Aに <u>0.01</u> を乗 じて得た額	
上空に設ける通路				<u>930</u>	
地下に設ける通路				<u>560</u>	
その他のもの				<u>910</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき 1 日	<u>19</u>	
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき 1 月	<u>190</u>	
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1平方メ ートルに つき 1 月	<u>190</u>	
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき 1 年	<u>1,900</u>	
	標識		1本につ き 1 年	<u>730</u>	

		もの 地下に 設ける もの	一トルに つき 1 年		
				<u>300</u>	
その他のもの				<u>1,000</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積	<u>1,000</u>	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街およ び地下室	階数が1のもの	1平方メ ートルに つき 1 年	Aに <u>0.004</u> を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を 乗じて得た額	
		階数が3以上の もの		Aに <u>0.007</u> を 乗じて得た額	
上空に設ける通路				<u>900</u>	
地下に設ける通路				<u>540</u>	
その他のもの				<u>1,000</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき 1 日	<u>18</u>	
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき 1 月	<u>180</u>	
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1平方メ ートルに つき 1 月	<u>180</u>	
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき 1 年	<u>1,800</u>	
標識			1本につ き 1 年	<u>810</u>	

旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>
幕 (政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
	その他のもの		<u>930</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	<u>910</u>
政令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積	<u>190</u>	
	1平方メートルにつき1月		<u>91</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	占用面積	<u>190</u>	
	1平方メートルにつき1月		<u>91</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除く。) に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
地下 (トンネルの上の地下を除く。) に	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額

旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>
幕 (政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>
	その他のもの		<u>900</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	<u>1,000</u>
政令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積	<u>180</u>	
	1平方メートルにつき1月		<u>100</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	占用面積	<u>180</u>	
	1平方メートルにつき1月		<u>100</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除く。) に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
地下 (トンネルの上の地下を除く。) に	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額

	設けるもの 階数が 3 以上の もの	A に <u>0.01</u> を乗 じて得た額		設けるもの 階数が 3 以上の もの	A に <u>0.007</u> を 乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を 乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.025</u> を 乗じて得た額
政令第 7 条第 9 号 に掲げる 施設	建築物	A に <u>0.016</u> を 乗じて得た額	政令第 7 条第 9 号 に掲げる 施設	建築物	A に <u>0.015</u> を 乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.012</u> を 乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.011</u> を 乗じて得た額
政令第 7 条第 10 号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物	A に <u>0.023</u> を 乗じて得た額	政令第 7 条第 10 号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物	A に <u>0.022</u> を 乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.012</u> を 乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.011</u> を 乗じて得た額
政令第 7 条第 11 号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上または高架の道 路の路面下に設けるもの	A に <u>0.016</u> を 乗じて得た額	政令第 7 条第 11 号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上または高架の道 路の路面下に設けるもの	A に <u>0.015</u> を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を 乗じて得た額		上空に設けるもの	A に <u>0.022</u> を 乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を 乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.031</u> を 乗じて得た額
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に <u>0.033</u> を 乗じて得た額	政令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に <u>0.025</u> を 乗じて得た額
政令第 7 条第 13 号 に掲げる 施設	トンネルの上または自動車專 用道路 (高架のものに限る。) の路面下に設けるもの	A に <u>0.016</u> を 乗じて得た額	政令第 7 条第 13 号 に掲げる 施設	トンネルの上または自動車專 用道路 (高架のものに限る。) の路面下に設けるもの	A に <u>0.015</u> を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を 乗じて得た額		上空に設けるもの	A に <u>0.022</u> を 乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.033</u> を 乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.031</u> を 乗じて得た額
備 考 1 ~ 8 (略)			備 考 1 ~ 8 (略)		

### 3 函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の骨子

#### (1) 改正理由

河川法の規定を準用する河川に係る土地占用料の額を改定するため

#### (2) 改正内容

北海道河川法施行条例に準じ、河川法の規定を準用する河川に係る土地占用料の額を改定する。

#### (3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 函館市流水占用料等徴収条例 新旧対照表

現 行			改 正 案				
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)				
1 流水占用料 (略)			1 流水占用料 (略)				
2 土地占用料			2 土地占用料				
区分	単位	単価	区分	単位	単価		
(略)			(略)				
(略)	1 平方メートルにつき 1年	(略)	(略)	1 平方メートルにつき 1年	(略)		
農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき函館市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)	農耕用敷地		近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき函館市農業委員会が情報の提供を行った借賃をいう。以下同じ。)を勘案して市長が定める額		
採草および放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の60を乗じて得た額	採草および放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額		
(略)		(略)	(略)		(略)		
外径が 0.4メ のもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1 メートル につき 1年	19円	外径が 0.4メ のもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1 メートル につき 1年	21円

一トル 未満の 管の埋 設	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上 のもの		110円
第1種電柱	1本につき 1年		510円
第2種電柱			790円
第3種電柱			1,100円
第1種電話柱			460円
第2種電話柱			730円
第3種電話柱			1,000円
その他の柱類			46円
(略)			
鉄塔	1基につき 1年		910円
備考 (略)			
3 土石採取料その他の河川産出物採取料 (略)			

一トル 未満の 管の埋 設	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上 のもの		120円
第1種電柱	1本につき 1年		570円
第2種電柱			870円
第3種電柱			1,200円
第1種電話柱			510円
第2種電話柱			810円
第3種電話柱			1,100円
その他の柱類			51円
(略)			
鉄塔	1基につき 1年		1,000円
備考 (略)			
3 土石採取料その他の河川産出物採取料 (略)			

## 4 函館市普通河川管理条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

普通河川に係る土地占用料の額を改定するため

### (2) 改正内容

北海道河川法施行条例に準じ、普通河川に係る土地占用料の額を改定する。

### (3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 函館市普通河川管理条例 新旧対照表

現 行			改 正 案				
別表 (第21条関係)			別表 (第21条関係)				
1 流水占用料 (略)			1 流水占用料 (略)				
2 土地占用料			2 土地占用料				
区分	単位	単価	区分	単位	単価		
(略)			(略)				
(略)	1 平方メートルにつき 1年	(略)	(略)	1 平方メートルにつき 1年	(略)		
農耕用敷地		近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの小作料の標準額 (農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき函館市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)	農耕用敷地		近傍類似の農地の 1 平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき函館市農業委員会が情報の提供を行った借賃をいう。以下同じ。)を勘案して市長が定める額		
採草および放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の 1 平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の60を乗じて得た額	採草および放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の 1 平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額		
(略)		(略)	(略)		(略)		
外径が 0.4メ のもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1 メートル につき 1 年	19円	外径が 0.4メ のもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1 メートル につき 1 年	21円

一トル 未満の 管の埋 設	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上 のもの		110円
第1種電柱	1本につき 1年		510円
第2種電柱			790円
第3種電柱			1,100円
第1種電話柱			460円
第2種電話柱			730円
第3種電話柱			1,000円
その他の柱類			46円
(略)			
鉄塔	1基につき 1年		910円
備考 (略)			
3 土石採取料その他の河川産出物採取料 (略)			

一トル 未満の 管の埋 設	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上 のもの		120円
第1種電柱	1本につき 1年		570円
第2種電柱			870円
第3種電柱			1,200円
第1種電話柱			510円
第2種電話柱			810円
第3種電話柱			1,100円
その他の柱類			51円
(略)			
鉄塔	1基につき 1年		1,000円
備考 (略)			
3 土石採取料その他の河川産出物採取料 (略)			

## 5 函館市都市公園条例の一部を改正する条例の骨子 (土木部所管分)

### (1) 改正理由

都市公園の占用料の額を改定するため

### (2) 改正内容

道路占用料の改定に準じ、都市公園の占用料の額を改定する。

### (3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

## 函館市都市公園条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>(占用料)</p> <p>第13条 法第6条第1項の規定により占用の許可を受けた者は、別表4に掲げる占用料を納付しなければならない。</p>	<p>(占用料)</p> <p>第13条 (略)</p>																																				
<p>(使用料および利用料金)</p> <p>第16条 第15条第1項の規定により別表5に掲げる有料公園施設の使用の許可を受けた者は、同表または別表7に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料および利用料金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>																																				
別表4 (第13条関係)	別表4 (第13条関係)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占 用 区 分</th> <th colspan="2">占 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td rowspan="3">1本につき1年</td> <td>円 510</td> </tr> <tr> <td>790</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電話柱</td> <td rowspan="3">1本につき1年</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>730</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>1本につき1年</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>	占 用 区 分	占 用 料		単 位	金 額	電柱	1本につき1年	円 510	790	1,100	電話柱	1本につき1年	460	730	1,000	その他の柱類	1本につき1年	46	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占 用 区 分</th> <th colspan="2">占 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>円 570</td> </tr> <tr> <td>870</td> </tr> <tr> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>810</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	占 用 区 分	占 用 料		単 位	金 額	(略)	(略)	円 570	870	1,200	(略)	(略)	510	810	1,100	(略)	(略)	51
占 用 区 分		占 用 料																																			
	単 位	金 額																																			
電柱	1本につき1年	円 510																																			
		790																																			
		1,100																																			
電話柱	1本につき1年	460																																			
		730																																			
		1,000																																			
その他の柱類	1本につき1年	46																																			
占 用 区 分	占 用 料																																				
	単 位	金 額																																			
(略)	(略)	円 570																																			
		870																																			
		1,200																																			
(略)	(略)	510																																			
		810																																			
		1,100																																			
(略)	(略)	51																																			

共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	5
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>910</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル未満のもの	<u>19</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	<u>27</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	<u>41</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	<u>55</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	<u>82</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	<u>110</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	<u>190</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	<u>270</u>
	外径が 1 メートル以上のもの	<u>550</u>
	郵便差出箱および信書便差出箱	1 個につき 1 年
(略)		
露店	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>19</u>
標識	1 本につき 1 年	<u>730</u>

(略)	
(略)	<u>1,000</u>
	<u>21</u>
	<u>30</u>
	<u>45</u>
	<u>61</u>
(略)	<u>91</u>
	<u>120</u>
	<u>210</u>
	<u>300</u>
	<u>610</u>
(略)	<u>420</u>
(略)	
(略)	<u>18</u>
(略)	<u>810</u>

橋ならびに道路、鉄道および軌道で高架のものならびに索道ならびに鋼索鉄道	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>910</u>			<u>1,000</u>
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設および土石、竹木、かわら その他の工事用材料	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>190</u>			<u>180</u>
備 考 1 ~ 5 (略)					

## 6 市道の路線認定および変更について

### (1) 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員 m	延長 m	認定理由
4670	深堀51号線	深堀町286番3地先から 深堀町212番16地先まで	6.00	166	寄附・譲与
4671	深堀52号線	深堀町312番地先から 深堀町217番1地先まで	6.00	163	寄附・譲与
4672	上湯川67号線	上湯川町105番11地先から 上湯川町161番1地先まで	5.40 ～8.00	208	寄附・譲与
4673	上湯川68号線	上湯川町105番21地先から 上湯川町93番13地先まで	5.80 ～7.00	123	寄附・譲与
4674	中道1-29号線	中道1丁目61番34地先から 中道1丁目59番45地先まで	4.00 ～6.90	95	寄附
4675	中道1-30号線	中道1丁目61番43地先から 中道1丁目59番40地先まで	5.60 ～6.10	49	寄附
4676	中道1-31号線	中道1丁目61番38地先から 中道1丁目62番1地先まで	5.60 ～6.00	191	寄附
4677	美原1-36号線	美原1丁目204番11地先から 美原1丁目205番44地先まで	5.50 ～6.10	155	寄附
4678	美原1-37号線	美原1丁目204番15地先から 美原1丁目205番53地先まで	5.80 ～6.40	122	寄附
4679	石川116号線	石川町513番40地先から 石川町513番31地先まで	8.00	193	開発行為
4680	桔梗2-29号線	桔梗2丁目228番50地先から 桔梗2丁目228番52地先まで	6.00 ～13.00	71	開発行為
4681	亀田本町76号線	亀田本町90番30地先から 亀田本町90番30地先まで	4.00 ～6.00	237	寄附
4682	大船高台5号線	大船町577番8地先から 双見町192番13地先まで	3.30 ～11.00	4,760	路線の見直し
計	13路線			6,533	

(2) 市道路線変更調書

整理番号	路線名	旧新別	起 点 終 点	幅 員 m	延 長 m	変更理由
1160	日吉4-4号線	旧	日吉町4丁目150番1地先から 日吉町4丁目81番地先まで	5.20 ~6.80	446	払い下げに伴う 起点の変更
		新	日吉町4丁目81番地先から 日吉町4丁目81番地先まで	5.80 ~6.80	421	
1167	日吉4-11号線	旧	日吉町4丁目52番1地先から 日吉町4丁目42番地先まで	4.50 ~9.00	841	寄附に伴う起終 点の変更
		新	山の手2丁目402番154地先から 日吉町4丁目51番113地先まで	4.50 ~9.00	945	
4526	上湯川63号線	旧	上湯川町63番1地先から 上湯川町86番4地先まで	5.00 ~6.00	280	寄附に伴う終点 の変更
		新	上湯川町63番1地先から 上湯川町90番3地先まで	5.00 ~8.00	431	
1774	鍛治1-21号線	旧	鍛治1丁目45番地先から 本通1丁目64番1地先まで	5.80 ~7.10	348	寄附に伴う終点 の変更
		新	鍛治1丁目45番地先から 本通1丁目27番2地先まで	5.80 ~7.10	631	
2117	桔梗30号線	旧	桔梗町613番1地先から 桔梗町603番1地先まで	7.00 ~7.50	915	払い下げに伴う 終点の変更
		新	桔梗町613番1地先から 桔梗町609番1地先まで	7.00 ~7.50	405	
4154	大船高台1号線	旧	大船町33番1地先から 双見町192番13地先まで	4.50 ~8.50	5,223	大船遺跡内の市 道の廃止に伴う 終点の変更
		新	大船町33番1地先から 大船町587番6地先まで	5.50 ~11.50	310	
計	(6)路線				△4,910	

市道路線増減合計	
路線数	延長
+13路線	+1,623m